

病虫害防除・農薬登録推進中央協議会設置要領

制 定 平成27年9月28日付け27消安第3159号

最終改正 令和6年11月22日付け6消安第4189号

1 目的

近年、生産量の少ない作物（以下「マイナー作物」という。）の生産振興、無人航空機を活用した安全・適正な農薬散布の推進、農薬の再評価制度への対応、薬剤耐性病虫害等への対応が重要な政策課題となる中で、その着実な推進を図るためには、病虫害防除体系の確立や農薬登録の推進が重要となっている。

これらの課題に円滑かつ迅速に対応することを目的として、関係機関・団体による病虫害防除・農薬登録推進中央協議会（以下「中央協議会」という。）を設置する。

2 検討事項

（1）中央協議会は、次に掲げる課題に関して、病虫害防除体系の確立や農薬登録の推進を図るため、都道府県等から要望や情報を収集し、関係者で共有するとともに、課題の解決に向けた技術的な対応の検討や都道府県等への情報提供等を行う。

① マイナー作物の生産振興

都道府県等からマイナー作物に対する農薬の登録要望を聴取し、産地間の連携や農薬メーカーとの調整を図るとともに、試験実施に必要な情報提供や助言を行う。

② 無人航空機を活用した安全・適正な農薬散布の推進

都道府県等から無人航空機を活用した空中散布用の農薬登録要望を聴取し、関係団体や農薬メーカーとの調整を図るとともに、試験実施に必要な情報提供や助言を行う。

③ 農薬再評価制度への対応

農薬メーカー等から農薬の再評価に伴う登録内容の変更等に係る事前情報を都道府県限りで提供するとともに、当該変更により防除上の支障が生じる場合の情報を都道府県から収集し、病虫害防除を円滑かつ継続的に実施するための対応を検討する。

④ 薬剤耐性病虫害等への対応

都道府県等から薬剤耐性病虫害等の発生情報を収集・共有するとともに、適切な防除に必要な情報の提供を行う。

⑤ 防除が困難な作物への対応

マイナー作物以外の農作物のうち防除が困難な作物についても都道府県等から農薬の登録要望を聴取し、産地間の連携や農薬メーカーとの調整を図るとともに、試験実施に必要な情報提供や助言を行う。

⑥ その他

①～⑤以外であって、中央協議会の構成員が必要と認める課題について情報収集・提供等を行う。

（2）中央協議会における検討に先立ち、その構成員は、検討事項に関して、次のとおり、関係者か

ら病虫害防除や農薬登録推進に関する課題や意見等の情報を幅広く収集し、農林水産省消費・安全局植物防疫課及び農産安全管理課に報告するものとする。

① 農林水産省地方農政局消費・安全部農産安全管理課、北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課については、管内の都道府県を経由し、その病虫害防除所、普及指導員、J A等から情報を収集する。

② 植物防疫課は、北海道を経由し、その病虫害防除所、普及指導員、J A等から情報を収集する。

③ その他の関係機関は、所属する会員等から情報を収集する。

(3) 中央協議会における検討事項に関する情報提供に当たっては、中央協議会の構成員は、都道府県、関係団体、生産者等の関係者に対し、書簡、チラシ、メーリングリスト、ホームページ等の方法の組合せにより、的確に周知するものとする。

3 中央協議会の構成員

(1) 中央協議会の構成員は、以下のとおりとし、検討する課題に応じ、その都度出席者を選定する。

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

〃 〃 植物防疫課

〃 農産局園芸作物課

〃 〃 地域作物課

〃 〃 農産政策部技術普及課

〃 農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室

〃 地方農政局消費・安全部農産安全管理課

〃 北海道農政事務所消費・安全部農産安全管理課

内閣府沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課

独立行政法人農林水産消費安全技術センター農薬検査部

公益財団法人日本植物調節剤研究協会

公益社団法人緑の安全推進協会

一般社団法人日本植物防疫協会

一般財団法人残留農薬研究所

一般社団法人農林水産航空協会

クロップライフジャパン

全国農業協同組合連合会

全国農薬協同組合

都道府県植物防疫・農薬担当部局

(2) 議長が必要と認めるとき、(1) 以外の関係者を中央協議会に参加させることができる。

4 中央協議会の開催

(1) 中央協議会は、構成員が必要と認めるとき、植物防疫課長が招集する。

(2) 中央協議会の議長は、植物防疫課長が行う。

(3) 中央協議会の事務局を植物防疫課に置く。